



情報マネジメントシステム

マネジメントシステム認証に関する基本的な考え方

－ 故意に虚偽説明を行っていた事実が判明した

認証組織に対する認証機関による処置 －

JIP-IMAC120-1.1a

2011年12月26日

一般財団法人 日本情報経済社会推進協会

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号

六本木ファーストビル内

Tel.03-5860-7570 Fax.03-5573-0564

URL <http://www.isms.jipdec.or.jp/>

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

## 改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改定箇所（改訂理由）	備考
1.0	2010. 2. 10	初版	
1.0a	2011. 4. 1	協会名称の変更	
1.1	2011. 7. 20	文書の意図が正確に理解され、適切に認証審査に反映されるよう、文書名及び本文の一部を修正	
1.1a	2011. 12. 26	協会住所、電話・FAX 番号の変更	

この文書の内容は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会及び公益財団法人日本適合性認定協会が共同で作成、制定したものである。

## 目 次

1. 目的
  2. 発行の背景
  3. 関連文書
  4. 故意の虚偽説明が行われたか否かの確認
    - 4.1 故意の虚偽説明とは
    - 4.2 確認開始の起点
    - 4.3 故意の虚偽説明か否かの判断
  5. 故意の虚偽説明が確認された場合の処置
    - 5.1 機関の手順
    - 5.2 機関の処置
    - 5.3 申請の受理の制限
    - 5.4 本協会の対応
- 付表 1 故意の虚偽説明に関する調査において機関が確認すべき事項の例及び考え方(参考)

## 1. 目的

この文書は、マネジメントシステム認証を受けた組織（以下、組織という）が認証審査において故意に虚偽の説明を行っていた事実が判明した場合に、マネジメントシステム認証機関（以下、機関という）が取るべき処置の基本的な考え方を示すことを目的とする。

## 2. 発行の背景

「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン」において示された、故意に虚偽説明を行い認証された組織に対して機関としての対応方針を明確にすることは、マネジメントシステム規格認証制度全体の信頼性向上に寄与するものであるとの指針をうけ、具体的な対応に関する一般財団法人日本情報経済社会推進協会 情報マネジメント推進センター（以下、本協会という）の基本的な考え方を提示するものである。

## 3. 関連文書

マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン（経済産業省  
2008年7月29日公表）

JIS Q 17021 (ISO/IEC 17021) 適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項

JIS Q 27006 (ISO/IEC 27006) 情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項

## 4. 故意の虚偽説明が行われたか否かの確認

### 4.1 故意の虚偽説明とは

この文書における「故意の虚偽説明」とは、機関が実施する認証審査の過程での、組織による審査のための文書と記録類の提供、審査員の質問に対する回答及び自主的な説明において、認証の判定に重大な影響を与える事実について、真実と異なる情報を、それと知りながら殊更に提供、回答若しくは説明し又は真実の情報が存在するにもかかわらず殊更にそれを提供、回答若しくは説明しないことをいう。

### 4.2 確認開始の起点

機関が調査に入る端緒は、例えば次のような事項が考えられる。

- a) 組織から自発的な公表があった場合
- b) 行政機関等が組織の法令違反を指摘した場合
- c) 第三者から有力な情報提供があった場合

- d) 何らかの客観的な証拠により、故意の虚偽説明があった可能性があるとして判断された場合

#### 4.3 故意の虚偽説明か否かの判断

「故意に」虚偽説明がなされたか否かの判断は容易ではない。虚偽説明が組織的に行われた場合は、「故意」であったと判断しうるが、判断の基準を一律に定めることは困難であり、機関は、個別の事象に応じて慎重に判断する必要がある。付表 1 に機関が確認すべき事項の例及び考え方を示す。

### 5. 故意の虚偽説明が確認された場合の処置

#### 5.1 機関の手順

機関は、故意の虚偽説明が判明した場合の処置について、自機関内の手順及び組織との契約書に明記するなど、事象発生時の対応方針と手順を明確にしておく。

#### 5.2 機関の処置

認証の判定に重大な影響を与えるような故意の虚偽説明があったと判断された場合は、機関は JIS Q 17021 9.6.1 に基づき当該認証の一時停止又は取消しを行う。

機関は、故意の虚偽説明によって認証を取り消した組織の情報を、本協会に連絡するとともに、認証取消後 1 年間又は該当組織が新たに認証されたことが確認されるまでの間のいずれか短い期間公表する。

#### 5.3 申請の受理の制限

故意の虚偽説明によって認証を取り消された組織に対しては、その後認証取消し事由を解消し再発防止が十分行われるまで、認証を取り消した機関のみならず、他の機関も認証申請を受理しない。申請を受理しない期間は、通常 1 年間程度必要と想定される。ただし、実際にどの程度の期間が必要かは個別事象ごとに異なりうるため、具体的な期間設定は、申請を受理する機関の判断による。

なお、機関は、故意の虚偽説明によって認証を取り消された組織の申請を受理した場合、その情報を本協会に連絡する。

#### 5.4 本協会の対応

- a) 本協会は、上記 5.3 の申請を受理した機関の直近の認定審査時に、当該案件に関連する機関判断内容の確認を行う。
- b) 5.2 及び 5.3 で連絡を受けた組織の情報を一元管理し、機関が利用できるようにする。

付表 1 故意の虚偽説明に関する調査において機関が確認すべき事項の例及び考え方  
(参考)

項目	ケース	調査・確認の例
認証申請書記載事項	事実と異なる記載があった場合	審査員が現地審査で重要情報を事実確認し、事実と異なる記載は訂正される。訂正されなかった場合、故意の虚偽説明の扱いとなる。
	事後の変更の報告がなかった場合	上記に同じ。
審査時の説明資料	審査後も機関が保管している場合	資料が手元があれば、故意の虚偽説明の立証が可能。
	組織に返却した場合	資料が手元に無い場合でも、対象資料が特定できれば故意の虚偽説明の立証が可能。
審査員の記録	審査報告書	確認できれば、故意の虚偽説明の立証が可能。
	メモ、チェックリストなど	対象・書類番号などが特定され、事実を確認することができれば、故意の虚偽説明の立証が可能。
	記録が無い場合	対象の事実が特定され、事実を確認することができれば、故意の虚偽説明の立証が可能。
審査員が確認をしなかった項目、事実	審査計画の範囲外	審査計画の範囲外は、組織側の準備もないので対象外。
	審査計画範囲内だが審査員が確認しなかった場合	申請書やその他の提出書類で特定できれば、故意の虚偽説明の立証が可能。
実態の隠蔽	例： 記録・対象物などを他所に移す。 審査期間中、工程を止める。	客観的証拠によって隠蔽の事実が確認できれば、故意の虚偽説明の立証が可能。

※「故意」であるかどうかの判定には慎重な確認が必要である。偶然に発生した又は理解不足による過誤などの記載間違い、説明間違いは含まれない。